

東京都ひとり親家庭自立支援計画（第5期）

第1章 東京のひとり親家庭をめぐる状況

1 はじめに

（1）計画策定の趣旨

- ひとり親家庭とは、20 歳未満の子供を持つ母子家庭又は父子家庭のことを指します。
- ひとり親家庭の親は、ひとり親家庭になる前後を通じて、家庭や生活の様々な問題に直面します。ひとり親家庭の親は、子育てと家計の支え手を同時に担うため、肉体的・精神的な負担が大きいこと、また経済的に困窮している家庭が多いことなどから、生活全般を視野に入れた総合的な支援が必要です。
- 平成 13 年 3 月、都は、ひとり親家庭に対する就労支援策を重点的に推進するため、「東京都ひとり親家庭就労支援計画」を策定しました。
- 平成 14 年には、「母子及び寡婦福祉法」が改正され、都道府県の母子及び寡婦の自立支援計画策定が規定されるとともに、平成 15 年には「次世代育成支援対策推進法」が制定され、地域における子育て支援等に関する都道府県計画を定めることとなりました。
- 都は、これを踏まえ、「次世代育成支援東京都市行動計画」に併せて、平成 17 年 4 月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画」、平成 22 年 4 月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第2期）」を策定しました。
- 平成 26 年 1 月には、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、子供の貧困対策を総合的に推進することを目的として、「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「子どもの貧困対策法」という。）が施行されました。
- 平成 26 年 4 月には、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」（以下「母子父子寡婦福祉法」という。）に改正され、ひとり親家庭に対する国及び都道府県の支援強化が図られるとともに、父子家庭への支援が拡充されることとなりました。
- こうした状況を踏まえ、平成 27 年 3 月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画（第3期）」を策定しました。

- 平成 27 年 4 月には、生活保護に至る前の自立支援策の強化を図るため、生活困窮世帯への家計相談事業や子供の学習支援事業を含む「生活困窮者自立支援法」が施行されました。
- 令和元年 6 月には、「子どもの貧困対策法」の改正により、子供の意見の尊重や包括的かつ早期に支援を講ずることを基本理念に加えるとともに、同年 11 月に、新たな子供の貧困対策に関する大綱を閣議決定し、さらなる施策の推進を図ることとされました。
- 都においては、令和元年 12 月、今後の都政運営の新たな指針として、『『未来の東京』戦略ビジョン』を取りまとめ、ひとり親家庭への支援を推進することとしました。
- こうした状況を踏まえ、令和 2 年 3 月に「東京都ひとり親家庭自立支援計画(第 4 期)」(以下「第 4 期計画」という。)を策定し、ひとり親家庭の特性を踏まえた様々な施策を展開してきました。
- 第 4 期計画策定以降、令和 3 年 4 月には、子供を権利の主体として尊重し、子供の最善の利益を最優先にするという基本理念を明確化するとともに、多岐にわたる子供政策の基本的な視点を一元的に規定する「東京都こども基本条例」を施行しました。
- また、国においても、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、「こども基本法」が令和 4 年 6 月に成立し、令和 5 年 4 月に施行されました。
- 令和 6 年 6 月には、「子どもの貧困対策法」が改正され、名称が「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」(以下「こどもの貧困解消法」という。)に改められるとともに、目的や基本理念の充実等が盛り込まれました。
- さらに、令和 6 年 5 月には、「民法等の一部を改正する法律」が成立し、離婚後の父母の子の養育に関する責務を明確化するとともに、親権・監護、養育費、親子交流等に関する規定が見直されました。
- 「東京都ひとり親家庭自立支援計画(第 5 期)」(以下「第 5 期計画」という。)は、こうした動きを踏まえ、ひとり親家庭が安定した就労や生活のもと、子供を健全に育むことができるよう、都が実施する施策と区市町村等に対する支援策を示すことを目的に策定するものです。

（２）計画の位置付け

- 「母子及び父子並びに寡婦福祉法」第 12 条に基づく「自立促進計画」であり、国の「母子家庭等及び寡婦の生活の安定と向上のための措置に関する基本的な方針」に基づき策定するものです。
- 「2050 東京戦略（案）」の趣旨を踏まえるとともに、「子ども・子育て支援法及び次世代育成支援対策推進法」に基づいて都が策定する「東京都子供・子育て支援総合計画」や「東京都社会的養育推進計画」など、関連する計画との整合を図っています。
- また、子供の貧困への対策として、「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」や「生活困窮者自立支援法」に基づく取組とも連携を図ります。

（３）計画期間

- 第 5 期計画の期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。

(4) 計画の理念と施策分野

- 第5期計画では、これまでの計画の理念と体系を継承し、以下の3つの理念のもと、4つの施策分野を柱に、ひとり親家庭への支援を推進していきます。

3つの理念

- 1 ひとり親家庭の自立を支援し、生活の安定と向上を図る。
- 2 ひとり親家庭の子供の健やかな育ちを支援する。
- 3 ひとり親家庭の親子が地域で安心して生活できる環境を整備する。

4つの施策分野

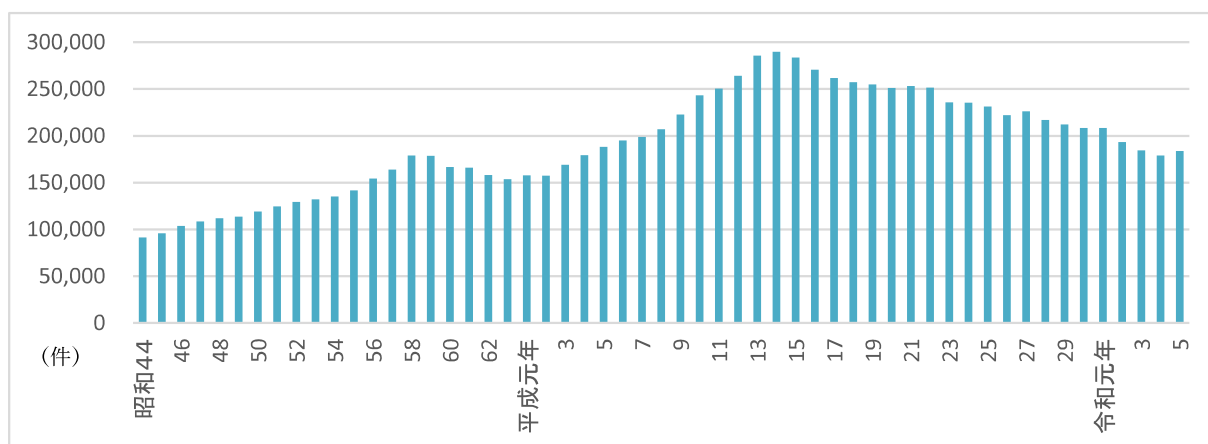
- 1 相談体制の整備
ひとり親家庭が抱える課題に早期に対応するとともに、様々な関係機関が連携して適切な支援につなげる体制を整備する。
- 2 就業支援
ひとり親家庭のより安定した就業を支援する。
- 3 子育て支援・生活の場の整備
ひとり親家庭の親が安心して子育てでき、子供が健やかに育まれるよう、多様な支援策を展開する。
- 4 経済的支援
ひとり親家庭の自立と子供の将来の自立に向け、経済的な支援を行う。

2 東京のひとり親家庭の状況

(1) 離婚件数の推移

- 「人口動態統計」（厚生労働省）によると、全国の離婚件数は、平成 14 年の 289,836 件をピークに減少傾向にあり、令和 5 年では 183,814 件となっています。

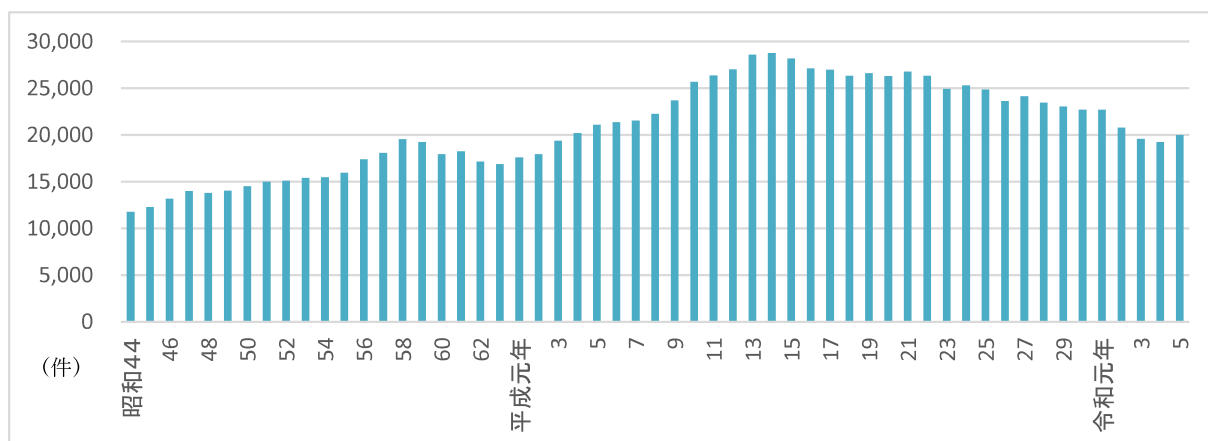
図表 1 離婚件数の推移（全国・昭和 44 年～令和 5 年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

- 東京の離婚件数も、全国と同様、平成 14 年の 28,780 件をピークに減少傾向にあり、令和 5 年では 20,016 件となっています。

図表 2 離婚件数の推移（東京・昭和 44 年～令和 5 年）



資料：厚生労働省「人口動態統計」

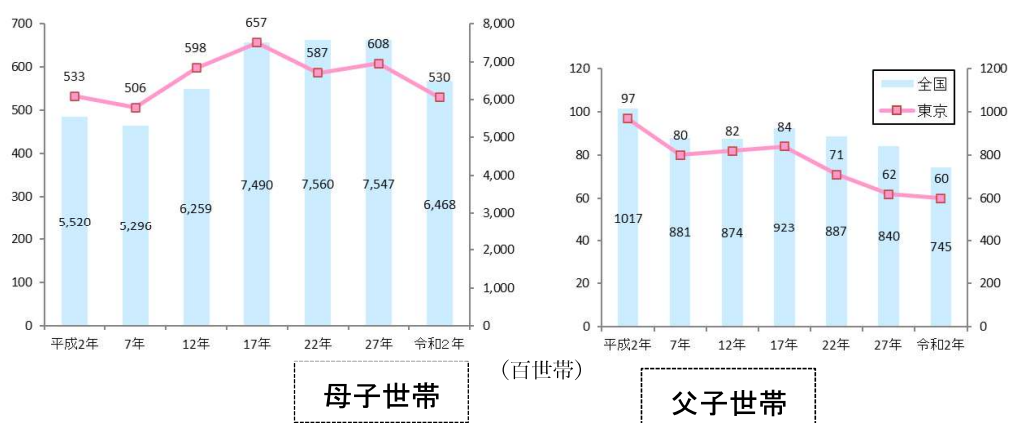
- 東京の離婚率（人口千人当たりの年間離婚件数）は、常に全国を上回っていましたが、令和 2 年からは逆転しており、令和 5 年は、東京 1.49、全国 1.52 となっています。
- 令和 5 年の一年間に、親が離婚をした子供（20 歳未満）は、東京では 13,370 人となっています。

(2) ひとり親家庭の数

○ 「国勢調査」(総務省)によると、令和2年の全国のひとり親家庭は、母子世帯が 646,809 世帯、父子世帯が 74,481 世帯となっています。

○ 東京のひとり親家庭は、母子世帯が 53,043 世帯、父子世帯が 5,981 世帯となっています。全体の世帯に占める割合は、母子世帯 0.7%、父子世帯 0.1%となっています。

図表 3 母子世帯・父子世帯の推移(全国・東京都 平成2年～令和2年)

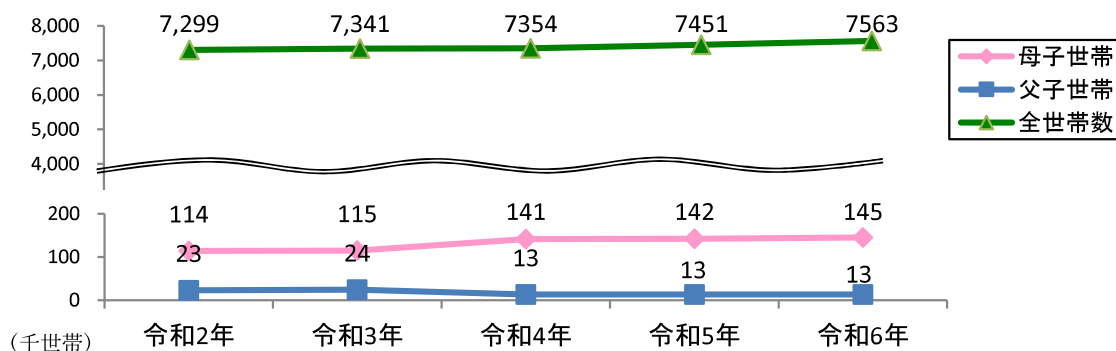


資料：総務省「国勢調査」

○ 「国勢調査」による母子・父子世帯の把握数には、いわゆる「三世代同居」等は含まれないため、都は、5年ごとに実施する東京都福祉保健基礎調査による、三世代同居も含むひとり親世帯の出現率を毎年の人口に乘ずることにより、全体の数を試算しています。

○ 令和6年の三世代同居等も含むひとり親世帯は、母子世帯 144,500 世帯(全世帯の 1.91%)、父子世帯 12,900 世帯(同 0.17%)と推計されます。

図表 4 三世代同居を含むひとり親世帯の推移(東京都 令和2年～令和6年)



資料：東京都福祉局調べ

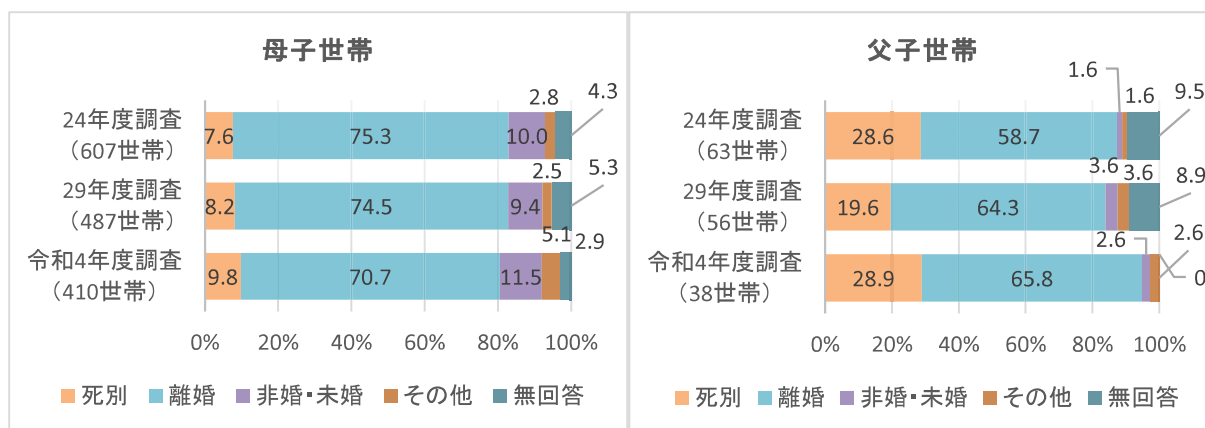
(3) 東京都福祉保健基礎調査にみるひとり親家庭の状況

東京都福祉保健基礎調査の中で5年に1度実施している「東京の子供と家庭」(令和4年度)の調査結果をもとに、ひとり親家庭の状況を概括します。

ア ひとり親になった理由

- ひとり親になった理由では、母子世帯・父子世帯ともに「離婚」の割合が最も高く、母子世帯が70.7%、父子世帯65.8%となっています。

図表5 母子世帯・父子世帯別 ひとり親になった理由(東京 平成24～令和4年度)¹

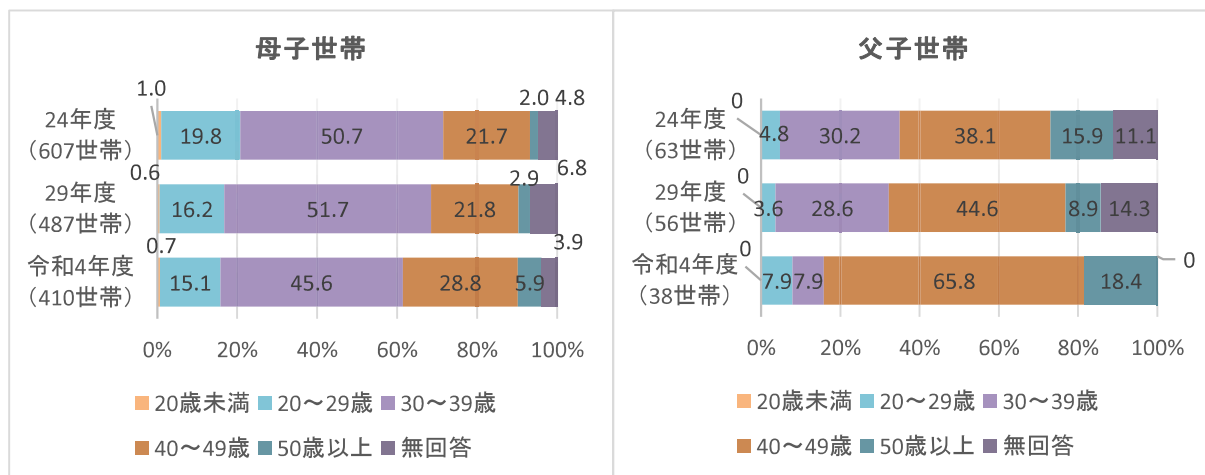


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

イ ひとり親になった年齢、子供の年齢

- ひとり親になった年齢をみると、30歳代以下が母子世帯の61.4%を、父子世帯の15.8%を占めています。

図表6 母子世帯・父子世帯別 ひとり親になった年齢(東京 平成24～令和4年度)

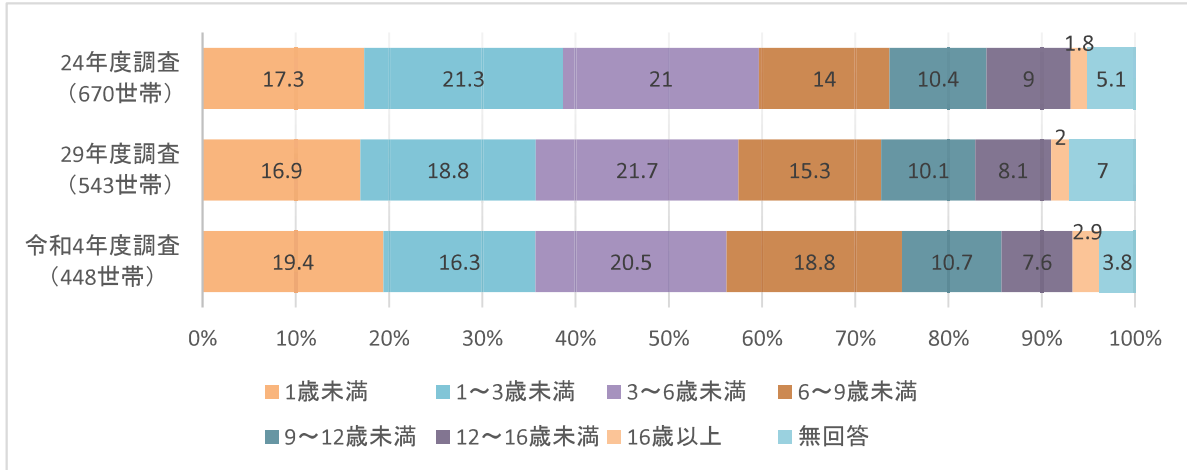


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

¹ 非婚「結婚しないこと。また、生き方として、結婚しないことを主体的に選択すること。」、未婚「まだ結婚していないこと。」(広辞苑第七版)

- ひとり親になったときの 1 番下の子供の年齢は、3 歳未満の割合が 35.7%となっています。

図表 7 ひとり親になったときの 1 番下の子供の年齢（東京 平成 24～令和 4 年度）

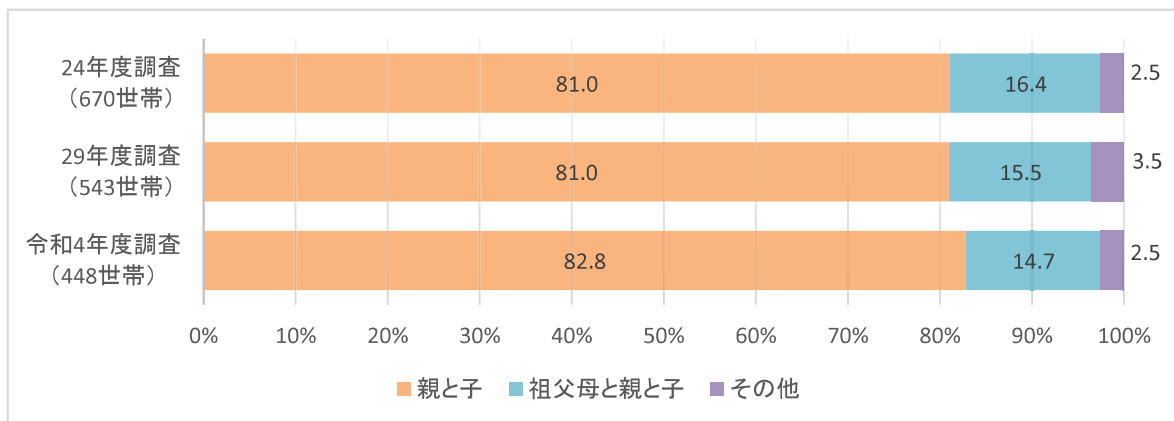


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

ウ 世帯の状況

- 令和4年度の三世代同居の割合は 14.7%となっています。世帯別にみると、父子世帯が 15.8%で、母子世帯 14.6%に比べ高くなっています。

図表 8 世帯類型（東京 平成 24～令和 4 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

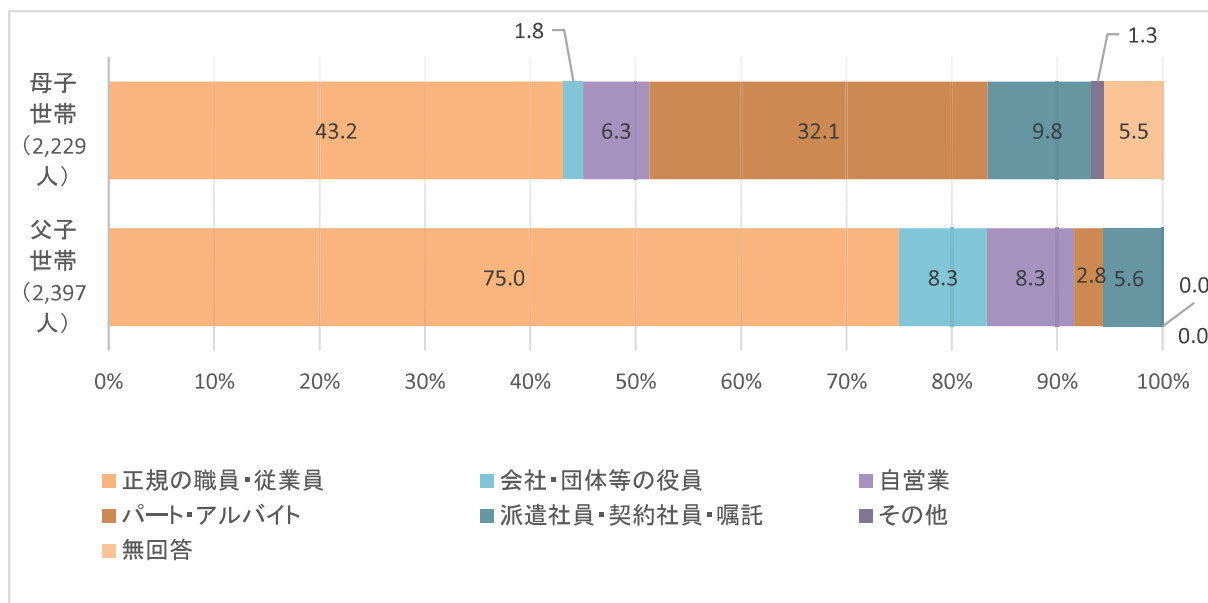
エ 住居の状況

- 住居の種類を世帯別にみると、母子世帯では「借家・賃貸住宅等」の割合が最も多く 55.4%、父子世帯では「持家」が最も多く 76.3%となっています。

オ 就業の状況

- 母子世帯の92.7%、父子世帯の94.7%が、就業しています。
- 就業形態をみると、就業している母では、「正規の職員・従業員」の割合が43.2%、「パート・アルバイト」が32.1%、「派遣社員・契約社員・嘱託」が9.8%となっています。就業している父では、「正規の職員・従業員」が75.0%、「自営業」が8.3%、「派遣社員・契約社員・嘱託」が5.6%となっています。

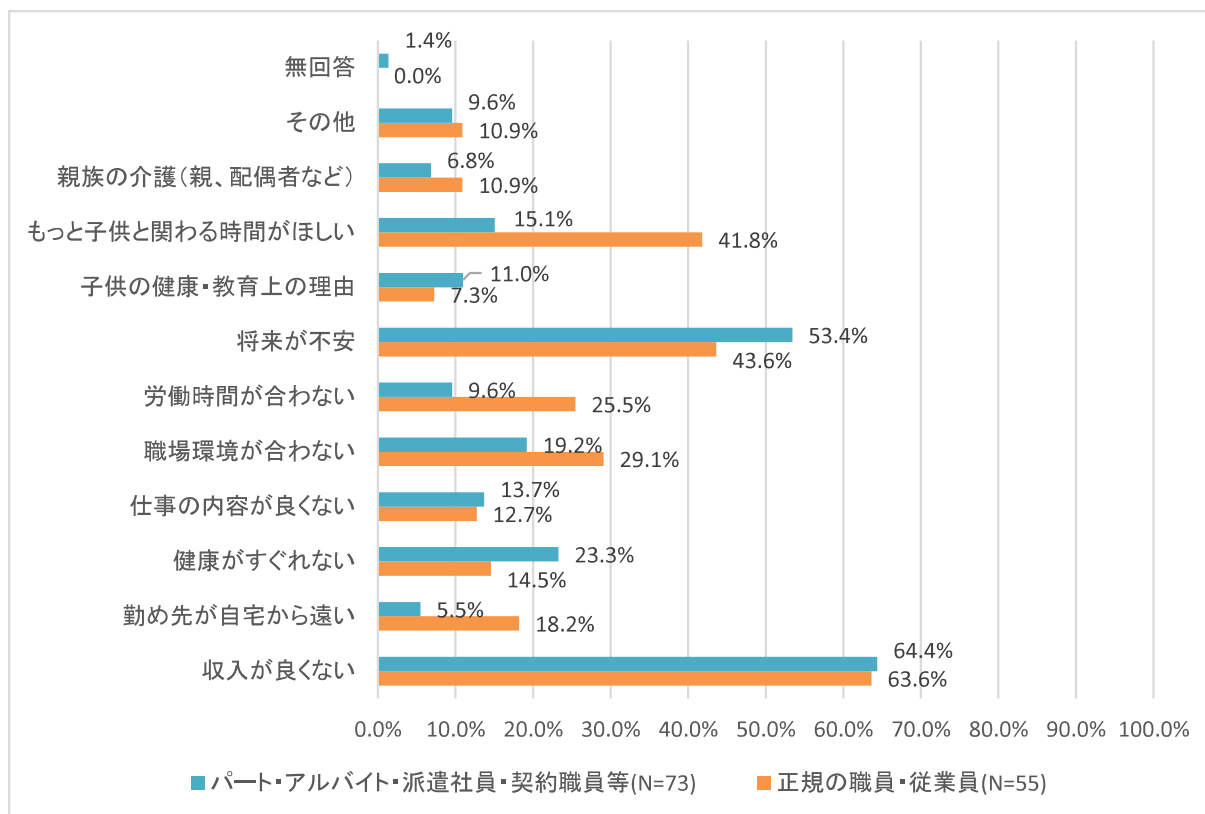
図表9 ひとり親世帯の就業形態（東京 令和4年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 働いているひとり親世帯のうち、転職を希望する割合は、母 36.9%、父 25.7%となっています。
- 母の転職希望理由を就業形態別にみると、いずれの就業形態でも、「収入が良くない」の回答数が多く、また、「パート・アルバイト、派遣社員・契約社員等」では、「将来が不安」の回答も多くなっています。

図表 10 母子世帯の母の就業形態別転職の希望理由（東京 令和 4 年度）※複数回答



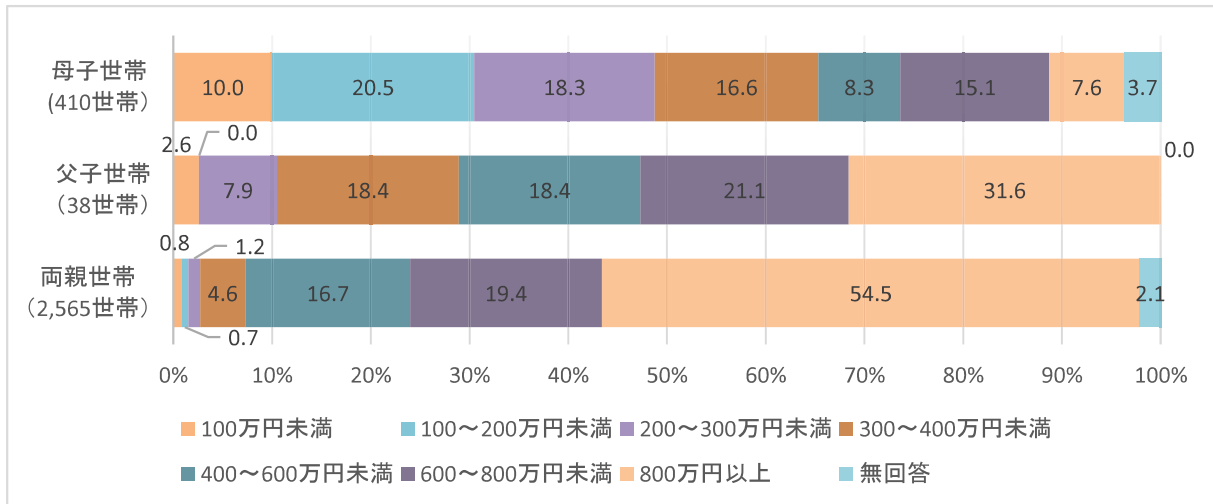
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 「ひとり親世帯になった当時、暮らしのためにしたこと」(複数回答)という問いに対し、「自分が仕事を始めた」という回答が 24.3%、「仕事を続けた」が 57.1%、「転職した」が 12.5%となっています。

カ 収入の状況

- 母子世帯の年間収入は、200 万円未満が全体の 30.5%、200～300 万円未満が 18.3%、300～400 万円未満が 16.6%となっています。父子世帯では、200 万円未満が 2.6%、200～300 万円未満が 7.9%、300～400 万円未満が 18.4%となっています。
- 両親世帯では、年間収入が600万円以上の割合は73.9%ですが、父子世帯では52.7%、母子世帯では 22.7%です。(参考：令和 5 年の都内勤労者世帯の平均実収入は年換算約 865 万円（東京都総務局「東京都生計分析調査」）)

図表 11 母子世帯・父子世帯別 年間収入の状況（東京 令和 4 年度）



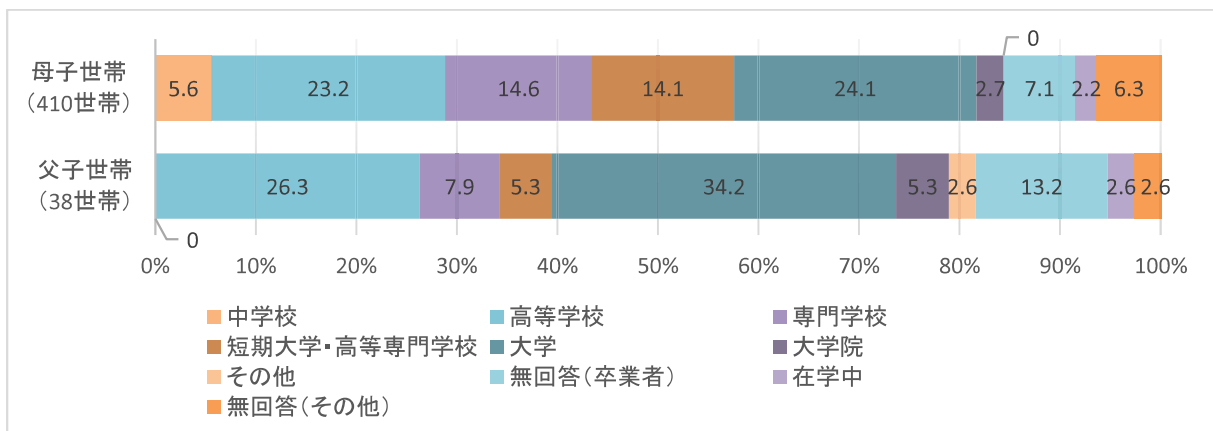
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 母子世帯の主な収入（単数回答）として挙げられたものは、賃金・給料が 75.9%、児童手当、児童扶養手当等を含む各種社会保障給付金が 1.5%、養育費・慰謝料が 2.9%、年金・恩給が 3.2%です。父子世帯では、賃金・給料が 94.7%、事業所得が 2.6%、その他の収入が 2.6%です。

キ 父母の学歴

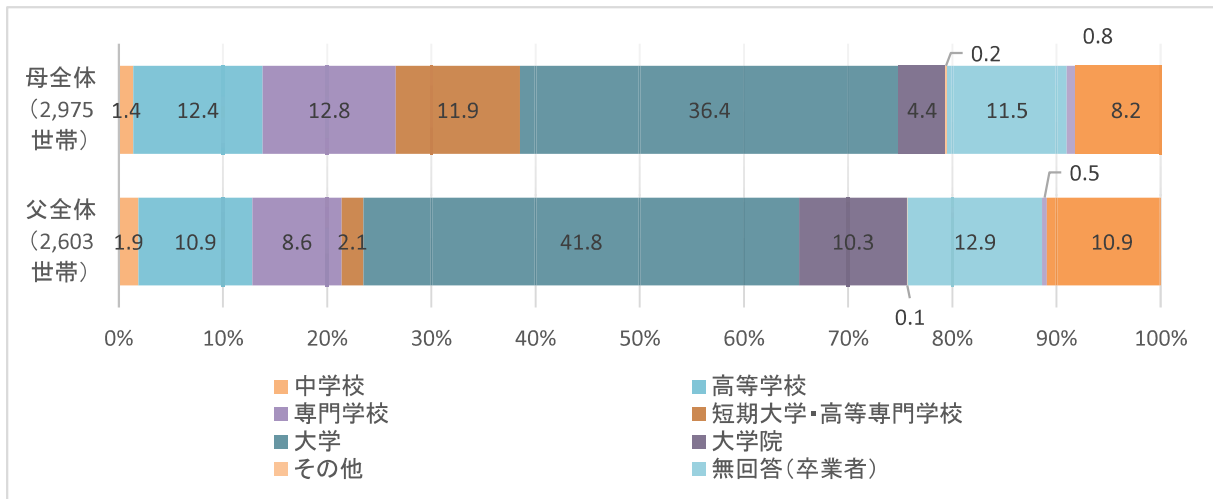
- 最終学歴が中学校及び高等学校の割合についてみると、母全体では 13.8%であるのに対し、母子世帯の母では 28.8%となっています。また、父全体では 12.8%であるのに対し、父子世帯の父では 26.3%となっています。最終学歴が中学校の割合は、母子世帯の母では 5.6%に対し、母全体では 1.4%となっています。

図表 12 ひとり親世帯の父母の学歴（東京 令和 4 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

図表 13 父母全体の学歴（東京 令和 4 年度）

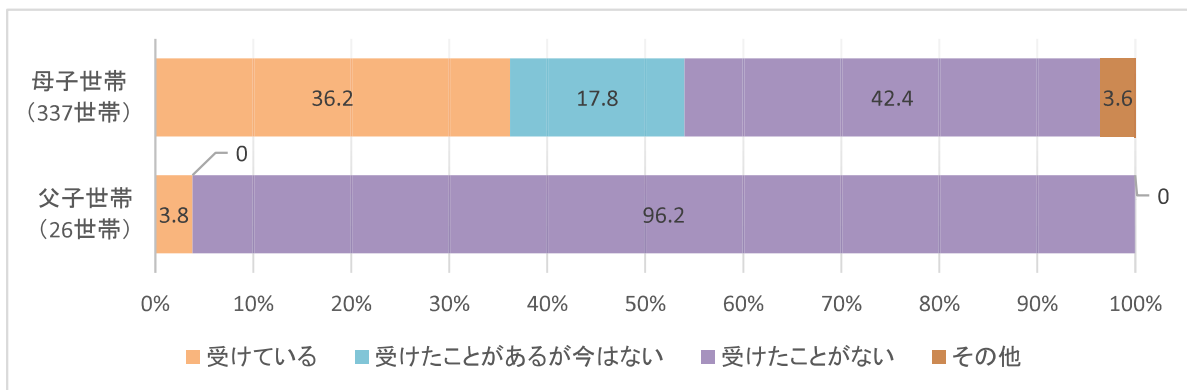


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

ク 養育費²の状況

- ひとり親になった理由が、離婚、非婚・未婚である世帯のうち、養育費の受取について、養育費を現在受けている世帯は、母子世帯では 36.2%、父子世帯では 3.8%となっています。（図表 14）
- 母子世帯の養育費の受取状況は、過去の調査と比較すると、「受けている」割合が少しずつ増加しています。（図表 15）

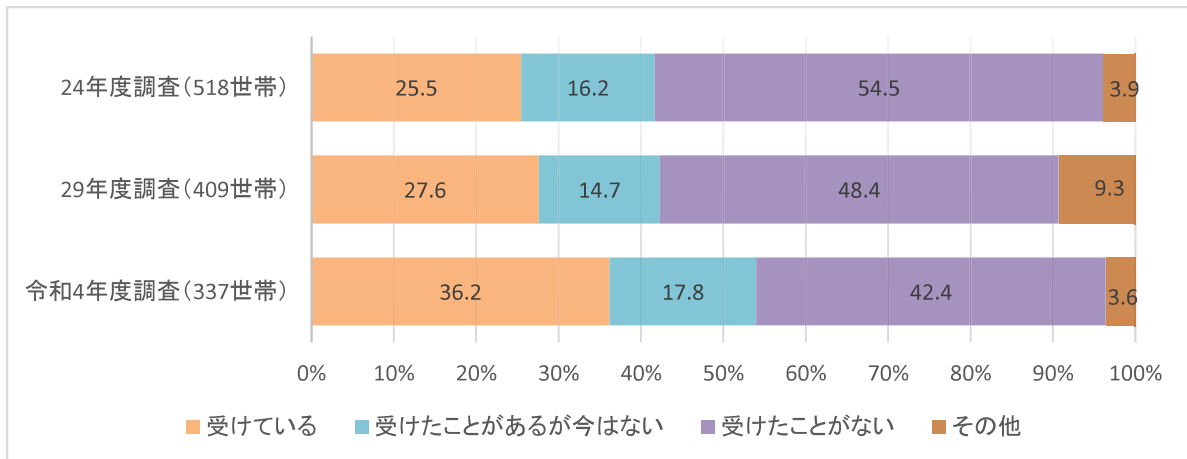
図表 14 母子世帯・父子世帯別 養育費受取の有無（東京 令和 4 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

² 子供を監護・教育するために必要な費用。一般的には、未成熟子（経済的・社会的に自立していない子）が自立するまで要する費用で、生活に必要な経費、教育費、医療費など。平成 23 年の民法改正により、離婚の際に夫婦が取り決める事項として面会交流及び養育費の分担が明文化された。また、平成 15 年 4 月に母子及び寡婦福祉法（平成 26 年 4 月母子及び父子並びに寡婦福祉法に改正）において扶養義務の履行が規定され、養育費支払いの責務等が明記された。

図表 15 母子世帯の養育費受取の有無（東京 平成 24～令和 4 年度）



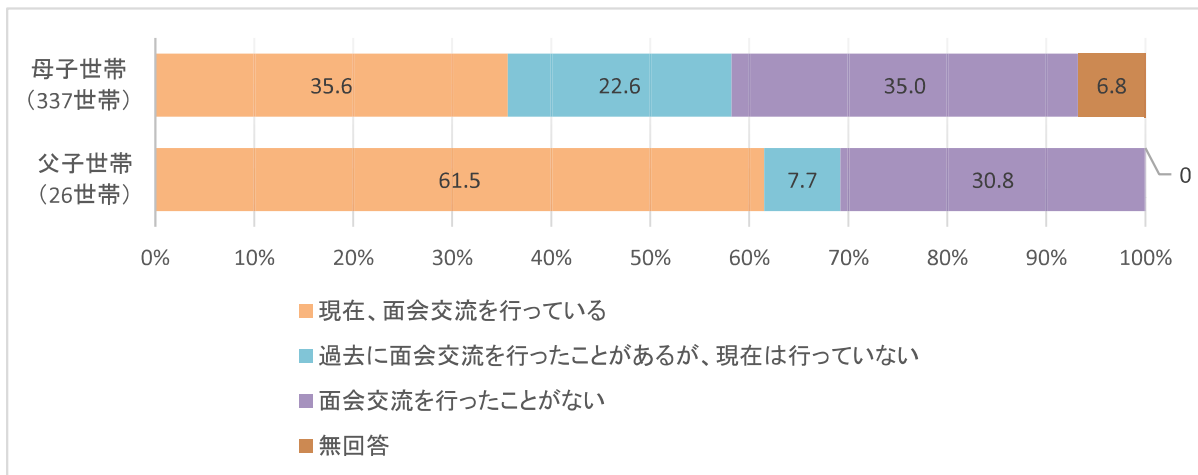
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 養育費を受けている世帯における 1 か月の養育費の額としては、「2～4 万円未満」が最も多く、33.3%を占めており、以下「4～6 万円未満」が 16.3%、「6～8 万円未満」が 8.1%となっています。

ケ 面会交流³（親子交流）の実施

- ひとり親になった理由が、離婚、非婚・未婚である世帯のうち、現在、面会交流（親子交流）を実施している世帯は、母子世帯では 35.6%、父子世帯では 61.5%となっています。（図表 16）

図表 16 母子世帯・父子世帯別 面会交流の有無（東京 令和 4 年度）



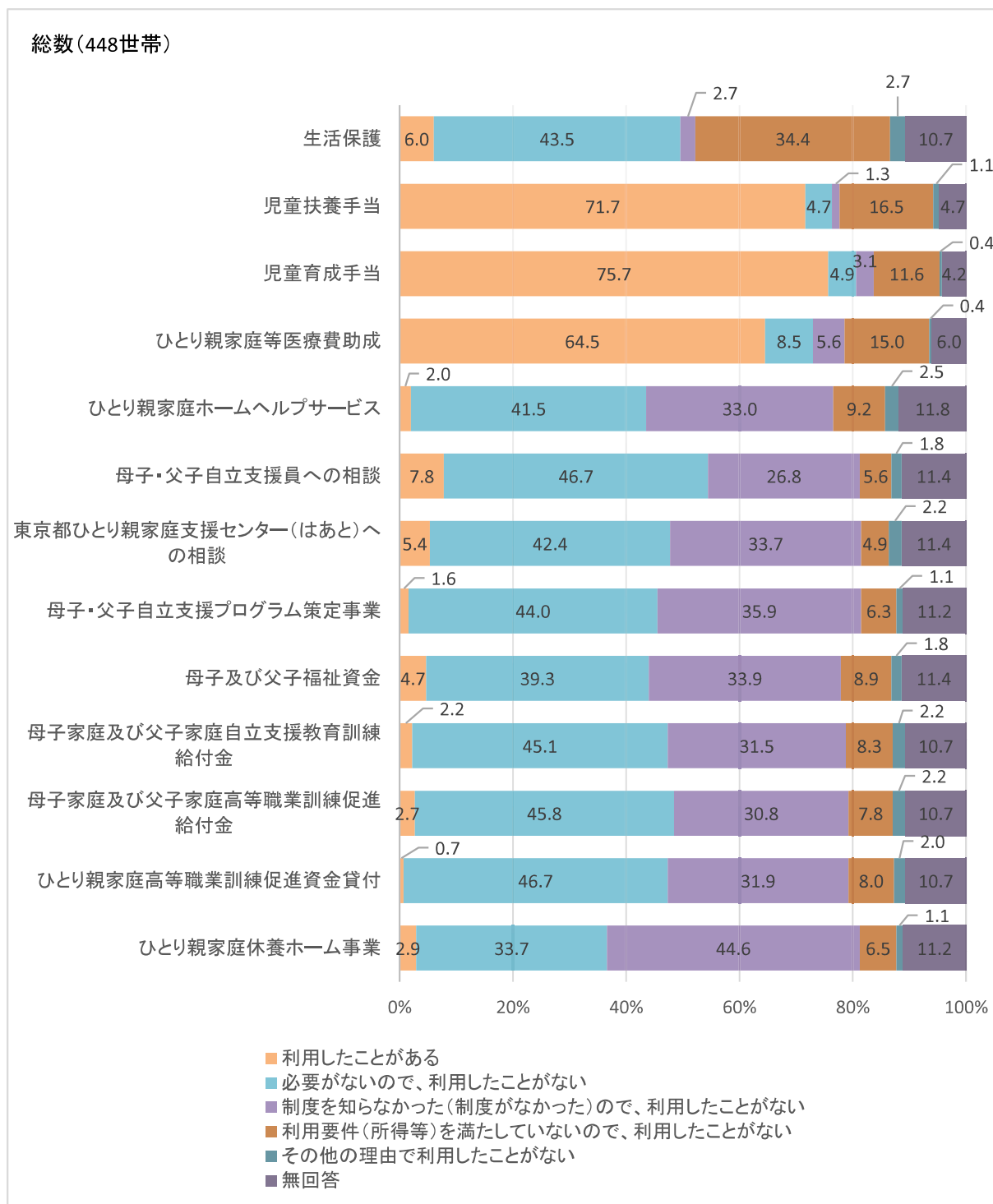
資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

³ 夫婦が離婚した際に、子供と離れて暮らしている父や母が、子供と定期的又は継続的に会って話をしたり、一緒に遊ぶなどして交流すること。

コ 公的制度について

- ひとり親世帯向けの公的制度では、調査項目である事業の半数以上で、「制度を知らなかった」ので利用したことがない」と回答した割合が3割を超えています。

図表 17 制度利用の有無（東京 令和4年度）※複数回答

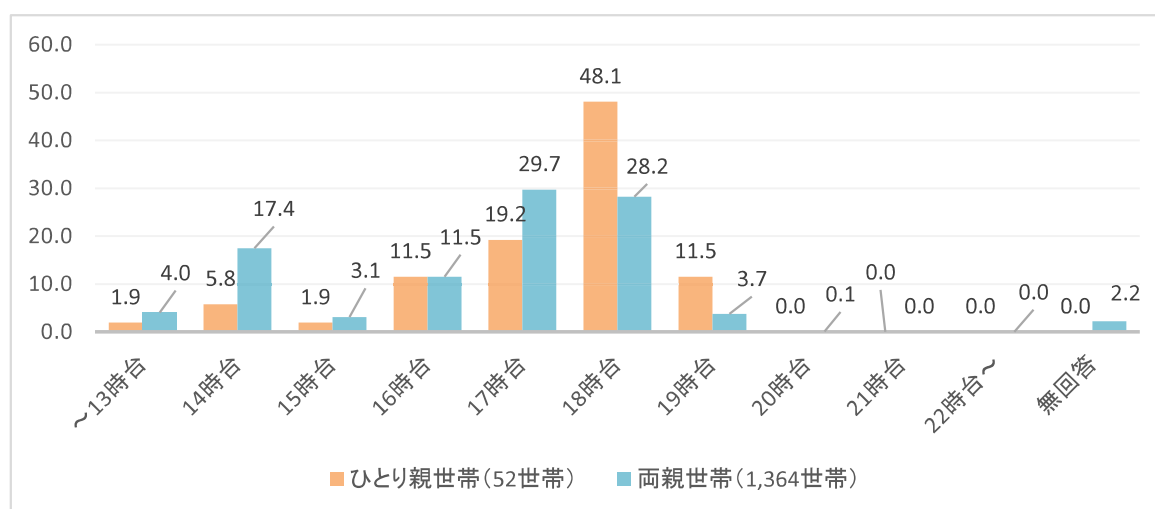


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

サ 保育の利用状況

- 就学前の子供がいるひとり親世帯の日中の主な預け先は、認可保育所が 67.3%、認定こども園が 13.5%、幼稚園が 9.6%となっています。
- 保育所、幼稚園などの終了時間についてみると、ひとり親世帯では「午後 6 時～6 時 59 分」が 48.1%と一番多く、以降の時間帯では両親世帯よりひとり親世帯の方の回答割合が多くなっており、両親世帯よりひとり親世帯において、保育の終了時間が遅い傾向にあります。

図表 18 保育の終了時間（東京 令和 4 年度）



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 子供の預け先に関して困ることや不満に思うこととして、「子供が病気の際に利用できない」と選択した割合は、ひとり親世帯では 46.0%、両親世帯では 34.9%、「夜間や休日に利用できない」と選択した割合は、ひとり親世帯では 20.0%、両親世帯では 14.3%となっています。ひとり親世帯にとって、病気の際や夜間・休日の預かりに高いニーズがあることがわかります。

シ 学童クラブの利用状況

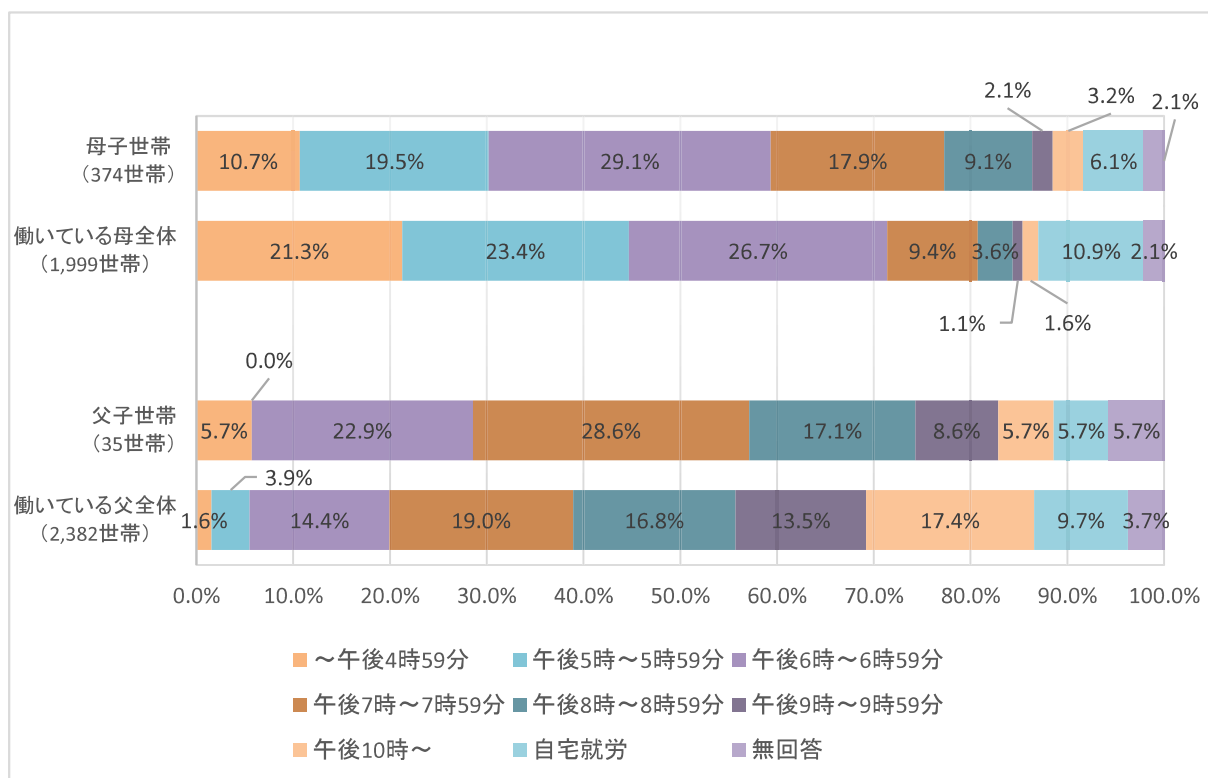
- 学童クラブの利用状況について、「利用したことがある」世帯の割合はひとり親世帯、両親世帯ともに 52%となっています。
- ひとり親世帯が学童クラブを利用するに当たって望むことでは、「自宅から近いこと」が 66.0%（両親世帯 51.8%）、「長期休暇中（夏休み等）に昼食を提供してくれること」が 35.8%（同 31.2%）、「学校が休みの日に利用できること」が 28.3%（同 22.7%）、費用がかからないことが 24.5%（同 10.1%）、「夕食を提供してくれること」が 15.1%（同 2.1%）となっています。

ス 帰宅時間

○ 帰宅時間をみると、母子世帯は「午後 6 時～6 時 59 分まで」が最も多くなっています。働いている母全体と比較すると、午後 4 時 59 分以前に帰宅する割合が低く、午後 7 時以降に帰宅する割合が高い（帰宅時間が遅い）傾向にあります。

父子世帯では、「午後 7 時～7 時 59 分まで」が最も多く、母子世帯より帰宅時間が遅くなっていますが、働いている父全体と比較すると、帰宅時間は早い傾向にあります。

図表 19 母子世帯・父子世帯別 帰宅時間の状況（東京 令和 4 年度）

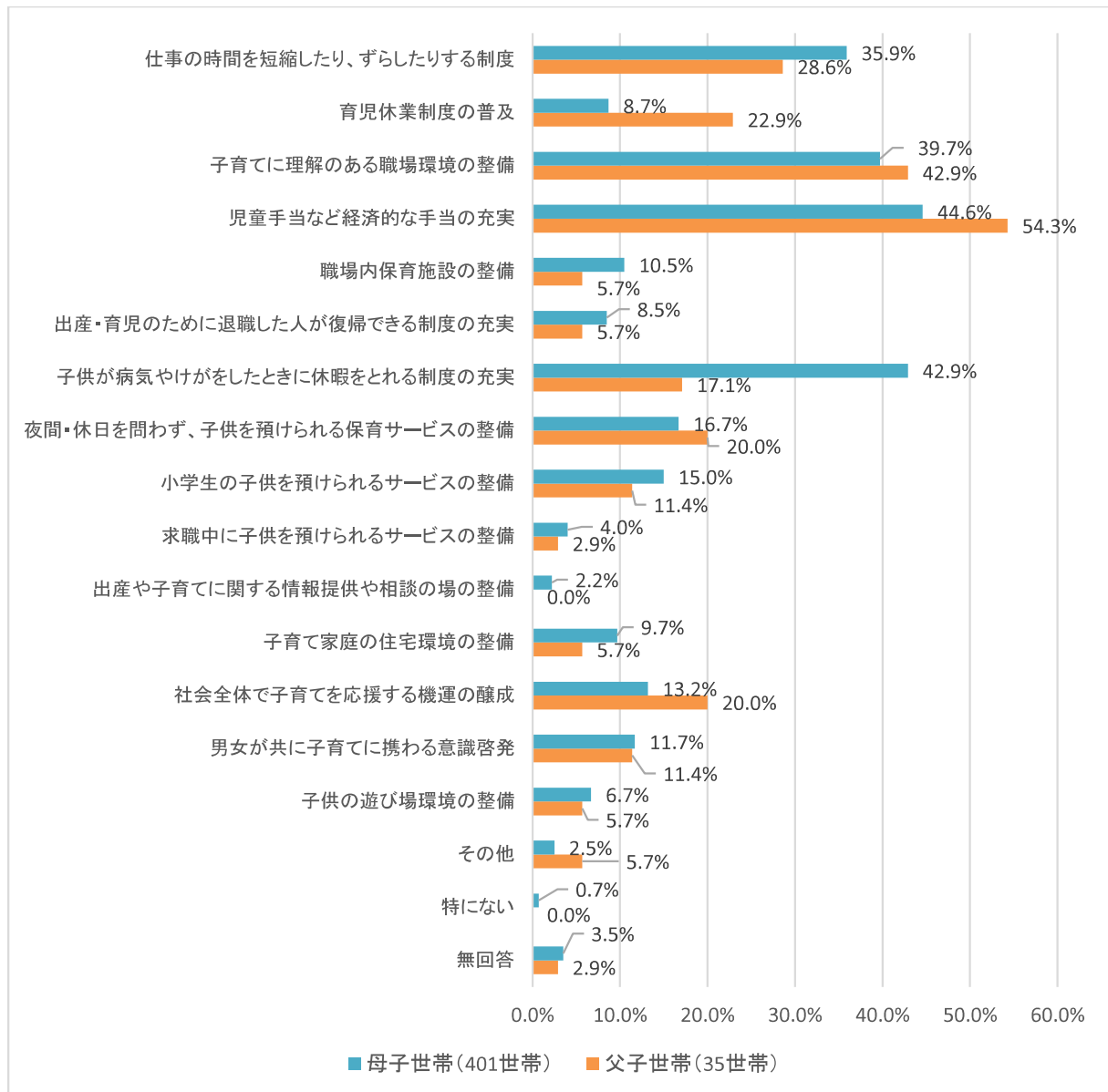


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

セ 子育てをしやすいするために必要なもの

○ 子育てをしやすいするために必要なものとして、「子育てに理解のある職場環境の整備」が母子世帯 41.4%・父子世帯 34.3%、「児童手当など経済的な手当の充実」が母子世帯 31.9%・父子世帯 40.0%、「仕事の時間を短縮したり、ずらしたりする制度」が母子世帯 37.4%・父子世帯 31.4%となっており、割合の高い項目は共通しています。

図表 20 子育てをしやすいするために必要なもの（東京 令和 4 年度）※複数回答

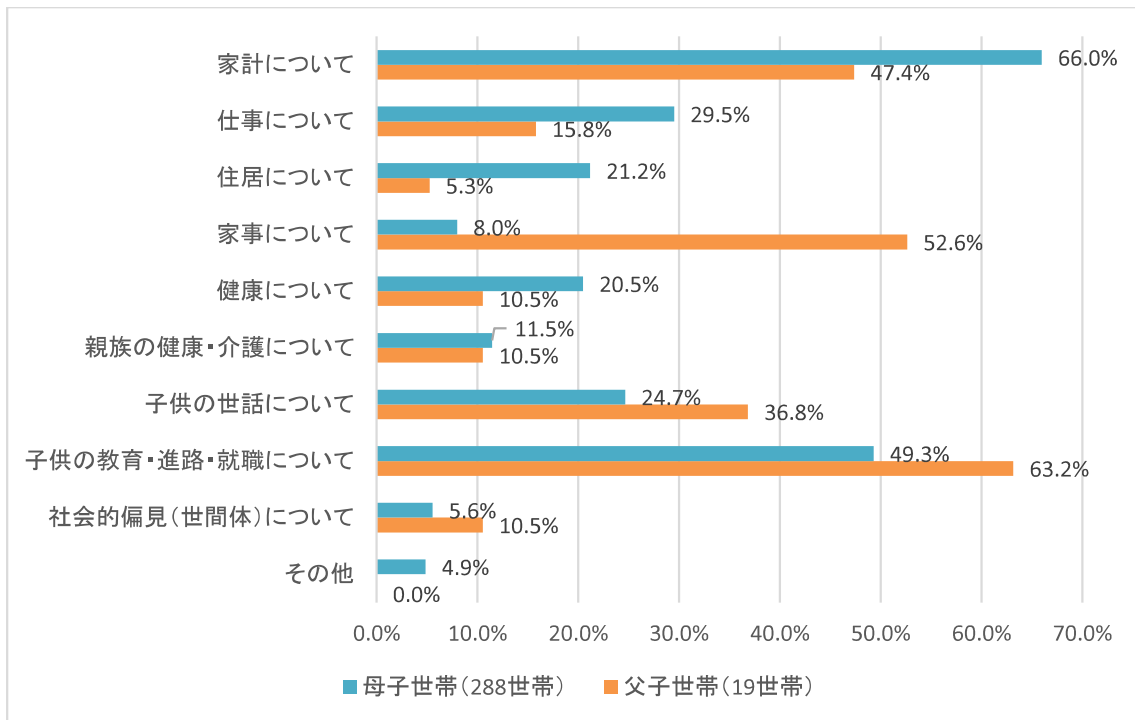


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

ソ 困っていること

- 現在困っていることについて回答が多いものとして、母子世帯では「家計」が66.0%、「子供の教育・進路・就職」が49.3%となっており、父子世帯では「子供の教育・進路・就職」が63.2%、「家事」が52.6%となっています。

表 21 母子世帯・父子世帯別 現在困っていること（東京 令和 4 年度）※複数回答

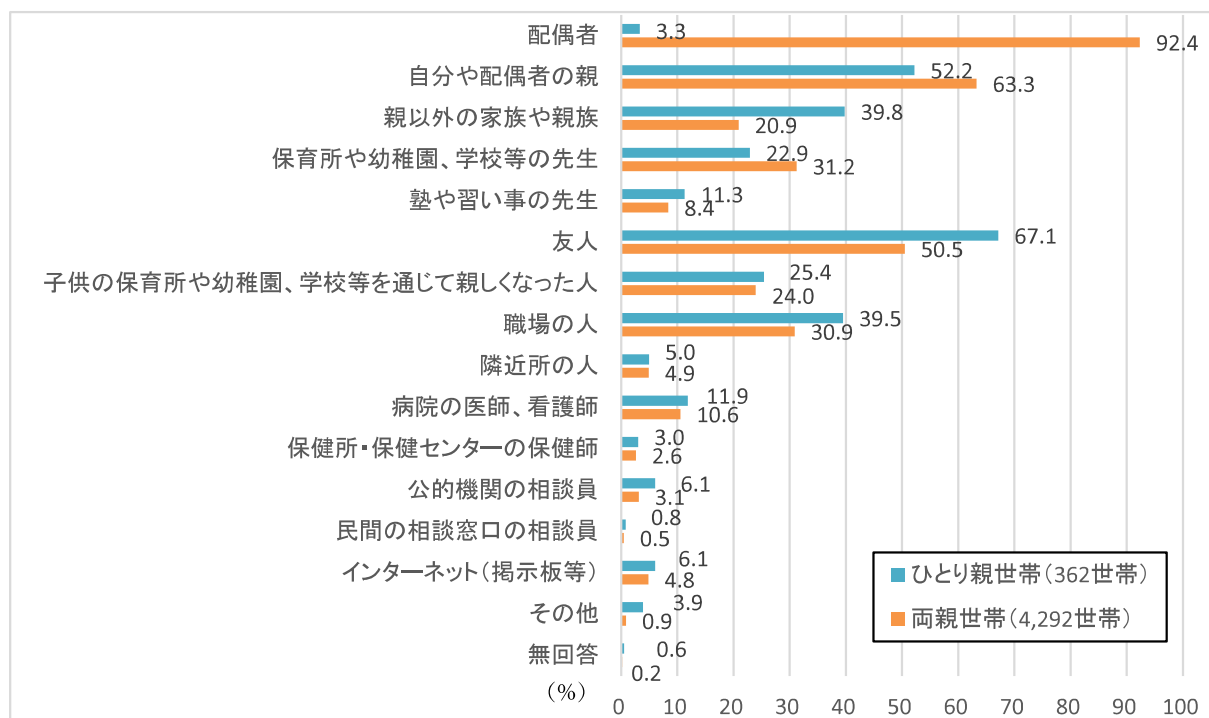


資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

タ 相談相手

- 相談相手の有無については、ひとり親世帯では「いる」とした割合が83.0%でした。また、「相談相手がいないのでほしい」という回答が、母子世帯(9.5%)、父子世帯(22.9%)とも、両親世帯(2.9%)に比べて高くなっています。一方、「(相談相手は) 必要ない」という回答は、父子世帯が17.1%と、両親世帯(6.0%)や母子世帯(5.0%)に比べて高くなっています。
- 具体的な相談相手として、ひとり親世帯では、「友人」(67.1%)や「職場の人」(39.5%)、「自分や配偶者の親以外の家族や親族」(39.8%)の割合が、両親世帯に比べて高くなっています。(図表 22)

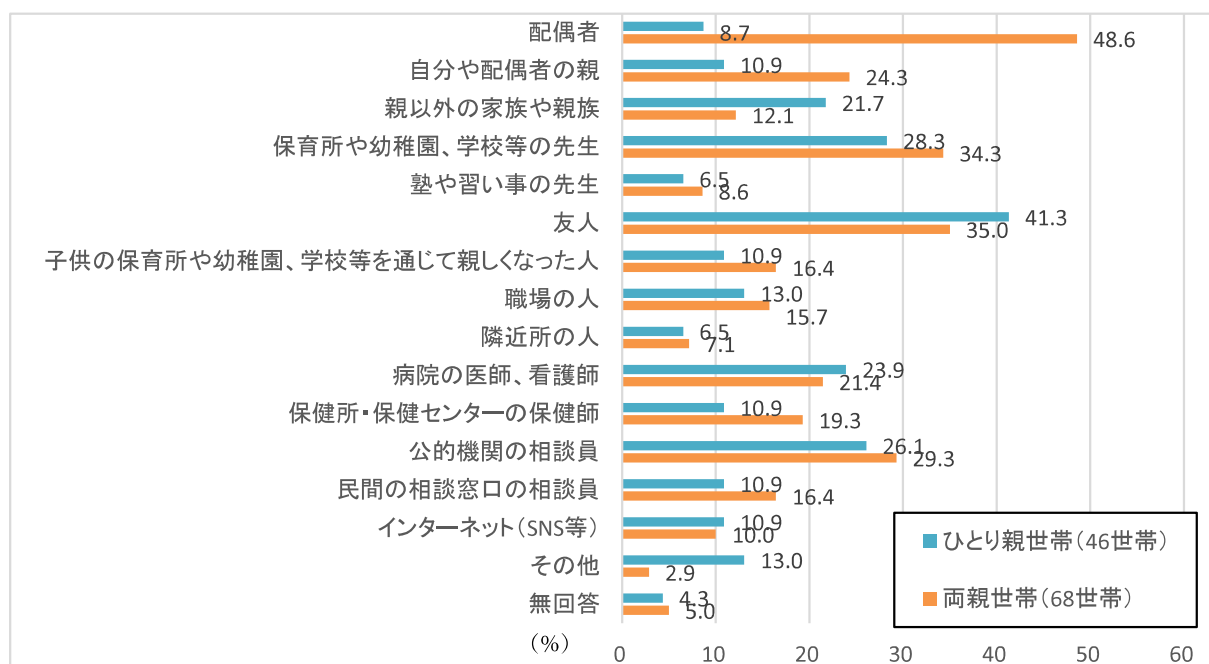
図表 22 ひとり親世帯・両親世帯別 相談相手（東京 令和 4 年度）※複数回答



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

- 「相談相手がないのでほしい」と回答した世帯のうち、相談したい相手を見ると、ひとり親世帯では「友人」(41.3%)、「親以外の家族や親族」(21.7%)、「病院の医師、看護師」(23.9%) などが高い割合となっており、いずれも両親世帯より高くなっています。(図表 23)

図表 23 ひとり親世帯・両親世帯別 相談したい相手（東京 令和 4 年度）※複数回答



資料：東京都福祉保健局「東京都福祉保健基礎調査」

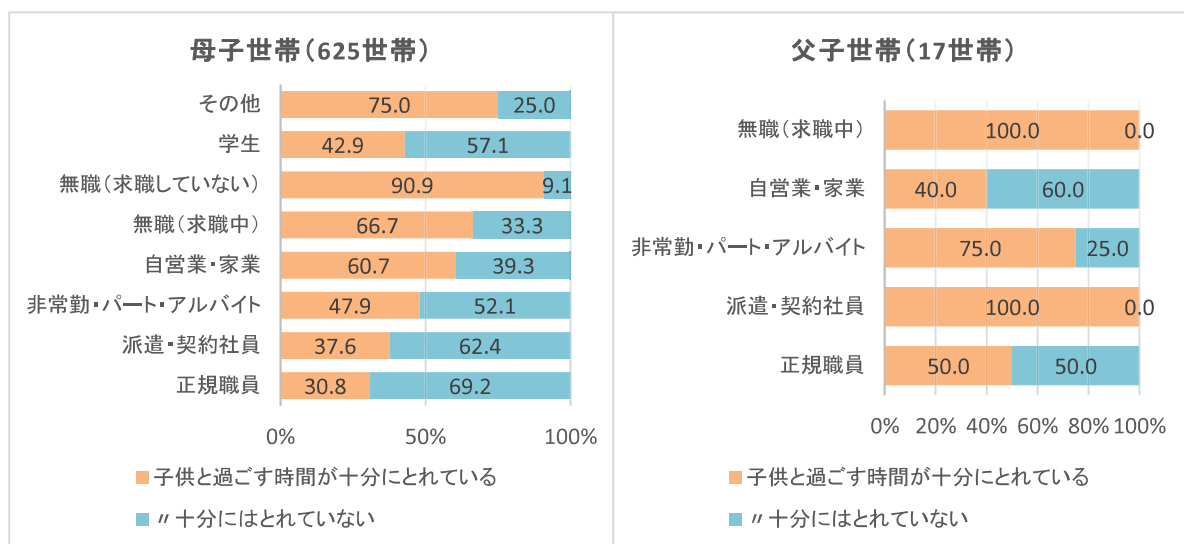
(4) ひとり親家庭の周囲とのつながり

令和5年度に実施した「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」では、「ひとり親家庭の周囲とのつながり」をテーマに、ひとり親支援や当事者団体とのつながりや、現在の生活に関する悩み、その解決のために行うことなどについて、アンケートを実施しました。

ア 家庭内のつながり

- 子供と過ごす時間について、母子世帯では「十分にとれていない」との回答が多く、母では54.8%、父では41.2%となっています。就業状況別にみると、母子世帯では、正規職員で特に「十分に取れていない」との回答割合が高まる傾向にあり、父子世帯では自営業・家業の割合が高い傾向です。

図表 24 母子世帯・父子世帯別 子供と過ごす時間(東京 令和5年度)



資料：東京都福祉局「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」

- 子供との会話については、母は49.4%、父は70.6%が「十分にできている」と回答しています。

イ 他のひとり親の仲間・友人とのつながり

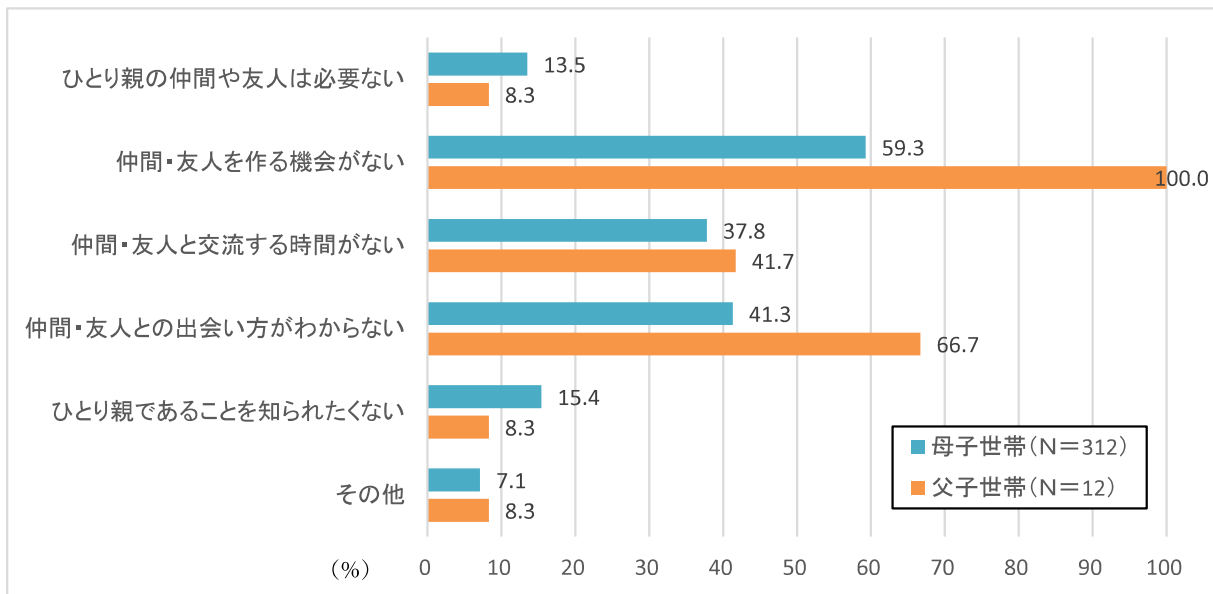
- ひとり親の仲間・友人がいるかについて、母では51.3%、父では29.4%が「いる」と回答しています。ひとり親になってからの期間別にみると、ひとり親の期間が「1～3年」の父は、「いない」の回答割合が100.0%でした。
- ひとり親の仲間・友人が「いる」と回答した世帯のうち、知り合った時期については、母では「ひとり親になる前から」と「ひとり親になってから」の割合はほぼ同数で、約42%となっています。父については、80.0%でした。

○ ひとり親の仲間・友人が「いない」と回答した世帯について、その理由を尋ねたところ、母では、「機会がない」が59.3%と最も多く、次いで「出会い方がわからない」が41.3%、「交流する時間がない」が37.8%となっています。

一方、父では「機会がない」が100.0%と最も多く、次いで「出会い方がわからない」が66.7%となっています。

また、調査項目の最後に設けた自由意見欄にも、「周りにひとり親がいない」「ひとり親の交流イベントが少ない上、シングルファザーがほぼ来ない」などの意見がありました。

図表 25 母子世帯・父子世帯別 ひとり親の仲間・友人がいない理由(東京 令和5年度)※複数回答



資料：東京都福祉局「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」

ウ 相談窓口とのつながり

○ 行政の相談窓口について、母の63.1%、父の81.3%は「相談したことがある」と回答しています。

○ 行政に相談しにくい（しにくかった）理由としては、「相談しても解決しないと思う・解決しなかった」が44.2%、「時間が合わない」が38.8%となっています。

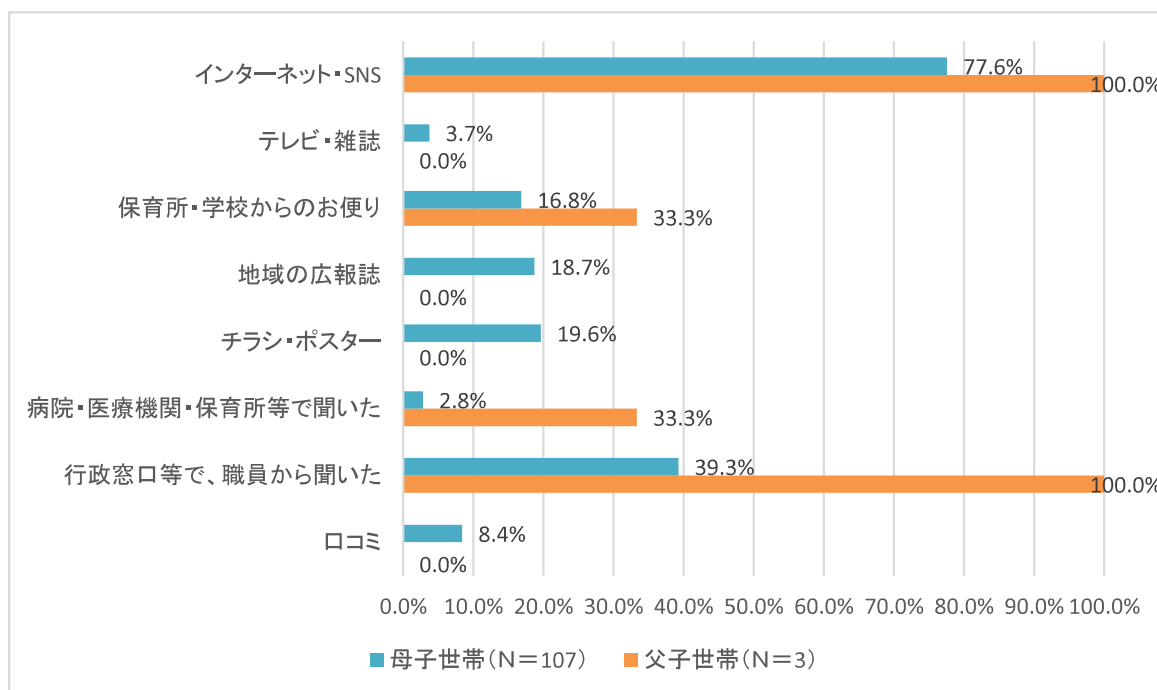
エ 情報とのつながり（困りごとの解決方法・支援施策等の認知経路）

○ 悩んだり、困ったりしたときの解決方法としては、「インターネット・SNSで情報収集」が最も多く42.9%、次いで「友人に相談」が24.5%、「行政に相談」が14.2%、「家族に相談」が12.7%となっています。

○ また、支援策等をどのように知ったか（認知経路）について尋ねたところ、母子世帯、

父子世帯ともに「インターネット・SNS」が最も多く、次いで、「行政窓口等で、職員から聞いた」が次点となっています。

図表 26 母子世帯・父子世帯別 支援施策等の認知経路(東京 令和 5 年度)※複数回答

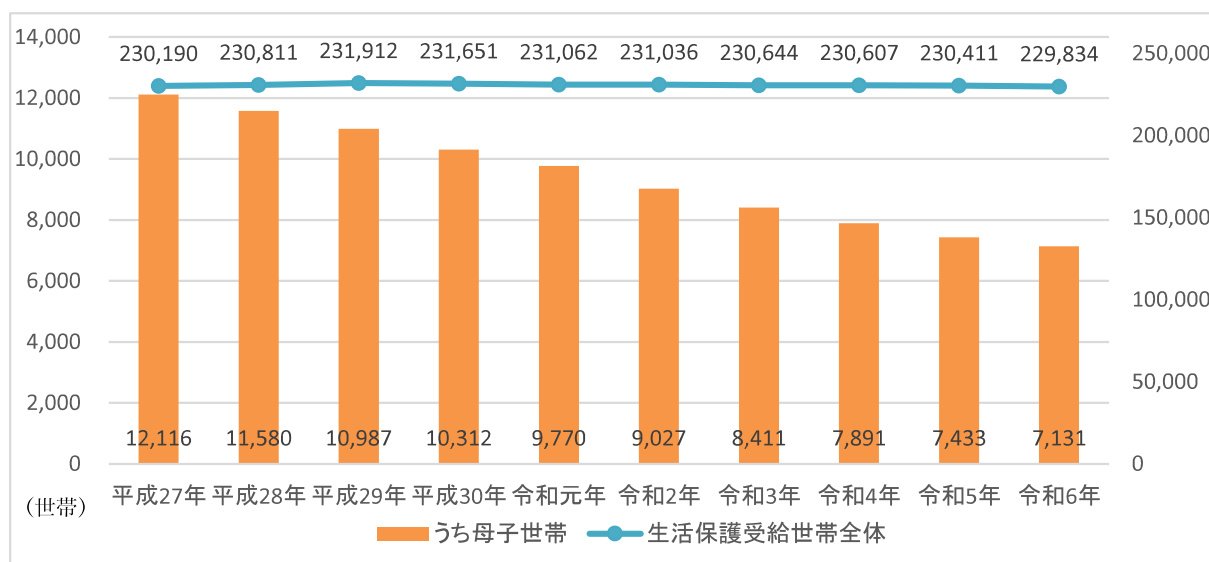


資料：東京都福祉局「ひとり親家庭の相談状況等に関する調査」

(5) 生活保護受給世帯の状況

- 生活保護を受ける母子世帯の数は、近年は減少が続いています。令和6年7月時点で、生活保護を受けている母子世帯は7,131世帯、そのうち母が働いている世帯は2,953世帯で、約4割を占めています。

図表 27 生活保護受給世帯の推移(東京 平成27～令和6年 各年7月時点)



資料：東京都福祉保健局 月報（福祉・衛生行政統計）、東京都福祉局 福祉局月報（令和6年7月～）

- 令和4年9月に保護を開始した母子世帯は50世帯で、主な理由は、「年金・仕送り等の減少・喪失／貯金等の減少・喪失」（22世帯）、「働いていた者の離別等」（8世帯）、「就労収入の減少・喪失／その他の働きによる収入の減少」（5世帯）等となっています。

- 令和4年9月に保護を廃止した母子世帯は91世帯で、主な理由は、「働きによる収入の増加・取得」（15世帯）、「親類・縁者等の引取」（13世帯）等となっています。

資料：東京都福祉保健局 年報（福祉・衛生行政統計）

(6) 子供の貧困

1 相対的貧困率

○「相対的貧困率」は、国民一人当たりの可処分所得を高い順に並べ、その中央値の半分に満たない人の割合をいいます。

○ 令和3年の相対的貧困率は15.4%で、うち17歳以下の子供の貧困率は11.5%となっており、平成30年調査と比べると、いずれも数値が下がっています。

2 子供のいる現役世帯の相対的貧困率

○ 子供がいる現役世帯（世帯主が18歳以上65歳未満）の相対的貧困率をみると、令和3年は10.6%となっています。

○ そのうち、大人が2人以上いる世帯は8.6%であるのに対し、大人が1人の世帯では44.5%となっており、ひとり親世帯の相対的貧困率が高いことがうかがえます。

○ 諸外国との比較では、相対的貧困率はデータが公表されているOECD加盟国中9番目に高いほか、ひとり親世帯の相対的貧困率については、5番目に高くなっています。

図表 28 相対的貧困率の年次推移(全国)

区分	平成 27 年 (2015)	平成 30 年 (2018)		令和 3 年 (2021)
		旧基準	新基準	
相対的貧困率	15.70%	15.40%	15.70%	15.40%
子供の貧困率	13.90%	13.50%	14.00%	11.50%
子供がいる現役世帯	12.90%	12.60%	13.10%	10.60%
大人が 1 人	50.80%	48.10%	48.30%	44.50%
大人が 2 人以上	10.70%	10.70%	11.20%	8.60%

注 1：相対的貧困率とは、OECD の作成基準に基づき、等価可処分所得（世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得）の中央値の半分に満たない世帯員の割合を算出したものをを用いて算出

注 2：平成 27 年の数値は熊本県を除いたもの

注 3：平成 30 年の「新基準」は、平成 27 年に改定された OECD の所得定義の新たな基準で、従来の可処分所得から更に「自動車税・軽自動車税・自動車重量税」「企業年金の掛金」及び「仕送り額」を差し引いたものである。

注 4：令和 3 年からは、新基準の数値である。

注 5：大人とは 18 歳以上の者、子供とは 17 歳以下の者、現役世帯とは世帯主が 18 歳以上 65 歳未満の世帯をいう。

注 6：等価可処分所得金額が不詳の世帯員は除く。

資料：厚生労働省「令和 4 年 国民生活基礎調査」

参考 貧困率の国際比較

相対的貧困率			こどもの貧困率			こどもがいる世帯の貧困率					
						計		大人が一人		大人が二人以上	
順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合	順位	国名	割合
1	アイスランド	4.9	1	フィンランド	2.9	1	フィンランド	3.4	1	デンマーク	9.7
2	チェコ	5.3	2	デンマーク	4.8	2	デンマーク	3.8	2	フィンランド	16.3
3	デンマーク	6.5	3	アイスランド	5.4	2	アイスランド	3.8	3	アイスランド	18.9
4	フィンランド	6.7	4	スロベニア	6.0	4	アイスランド	4.5	4	ノルウェー	23.4
5	スロベニア	7.0	5	ノルウェー	6.7	5	スロベニア	5.1	5	ハンガリー	23.5
6	ベルギー	7.3	6	ポーランド	7.1	6	チェコ	5.4	6	ポーランド	23.8
7	アイルランド	7.7	7	カナダ	7.3	7	ノルウェー	6.7	7	スロベニア	24.5
8	スロバキア	7.8	8	アイルランド	7.4	7	ポーランド	6.7	8	ラトビア	24.8
9	ノルウェー	7.9	9	チェコ	7.8	9	アイルランド	7.0	9	スウェーデン	25.3
10	オランダ	8.2	10	ベルギー	8.0	10	スウェーデン	7.8	10	ギリシャ	26.8
11	フランス	8.4	11	スウェーデン	8.8	11	ベルギー	8.0	11	ドイツ	27.2
12	カナダ	8.6	12	韓国	9.8	12	オーストリア	8.6	12	アイルランド	27.5
13	ハンガリー	8.7	13	ハンガリー	10.2	13	ハンガリー	8.8	12	ポルトガル	27.5
14	ポーランド	9.1	14	オランダ	10.3	14	オランダ	8.9	14	イギリス	28.1
15	スウェーデン	9.2	15	エストニア	10.6	15	ラトビア	9.3	15	チェコ	28.4
16	オーストリア	9.6	15	ラトビア	10.6	16	エストニア	9.4	16	エストニア	29.1
17	ルクセンブルク	9.8	16	リトアニア	10.6	16	フランス	9.4	16	フランス	29.1
18	スイス	9.9	18	スイス	11.4	16	ドイツ	9.4	18	ベルギー	29.5
19	ドイツ	10.9	19	日本	11.5	19	カナダ	9.8	18	オランダ	29.5
20	イギリス	11.2	20	フランス	11.7	20	日本	10.6	20	オーストリア	31.0
21	ニュージーランド	12.4	20	ドイツ	11.7	21	スロバキア	10.6	21	トルコ	31.2
22	オーストラリア	12.6	22	イギリス	11.9	22	ポルトガル	11.1	22	イタリア	33.4
23	ポルトガル	12.8	23	オーストリア	12.0	23	ニュージーランド	11.3	23	スロバキア	33.6
24	ギリシャ	13.0	24	スロバキア	12.4	24	オーストラリア	11.5	24	イスラエル	33.9
25	イタリア	13.5	25	オーストラリア	13.3	25	韓国	11.6	25	メキシコ	34.2
26	リトアニア	14.1	26	ニュージーランド	14.8	26	イギリス	12.3	26	ルクセンブルク	40.2
27	トルコ	15.0	27	ポルトガル	15.2	27	ギリシャ	13.5	27	スペイン	40.3
28	韓国	15.3	28	ギリシャ	15.3	28	リトアニア	13.8	28	オーストラリア	41.0
29	日本	15.4	29	ルクセンブルク	15.6	29	ルクセンブルク	14.3	29	リトアニア	41.3
30	スペイン	15.4	30	イタリア	17.2	30	メキシコ	16.4	30	チリ	42.6
31	エストニア	15.8	31	アメリカ	18.6	31	イタリア	17.2	31	カナダ	44.1
32	アメリカ	16.4	32	メキシコ	19.9	32	スペイン	17.6	32	日本	44.5
33	チリ	16.5	33	イスラエル	20.1	33	イスラエル	18.2	33	アメリカ	45.7
34	メキシコ	16.6	34	チリ	21.5	34	アメリカ	18.3	34	ニュージーランド	46.1
35	イスラエル	16.9	35	スペイン	21.8	35	トルコ	18.4	35	コスタリカ	47.4
36	ラトビア	16.9	36	トルコ	22.4	36	チリ	18.9	36	韓国	47.7
37	コスタリカ	20.3	37	コスタリカ	27.4	37	コスタリカ	24.3	—	コロンビア	—
—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	コロンビア	—	—	スイス	—
OECD平均		11.4	OECD平均		12.4	OECD平均		11.0	OECD平均		31.1
									OECD平均		9.2

資料：こども家庭庁「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」

以下こども家庭庁「こどもの貧困対策・ひとり親家庭支援の現状について」より

（注1）「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」の出典は OECD “Income Distribution Database”。

「こどもがいる世帯の貧困率」の出典は OECD Family Database “Child poverty”。いずれも 2023 年 7 月 19 日閲覧。

（注2）「相対的貧困率」、「こどもの貧困率」及び「こどもがいる世帯の貧困率」の日本の数値は、2022 年 国民生活基礎調査（厚生労働省）に基づく 2021 年のデータであり、2015 年に改定された OECD の新たな所得定義に基づく数値。

（注3）「相対的貧困率」及び「こどもの貧困率」のチリ及びアイスランドは 2017 年、デンマーク、フランス、ドイツ、スロバキア、スイス及びトルコは 2019 年、コスタリカ、フィンランド、日本、ノルウェー及びスウェーデンは 2021 年、それ以外の国は 2020 年の数値。コロンビアは数値なし。

（注4）「こどもがいる世帯の貧困率」のニュージーランドは 2014 年、オランダは 2016 年、チリ、デンマーク、ハンガリー、アイスランド、スイス及びアメリカは 2017 年、カナダ、ラトビア、スウェーデン及びイギリスは 2019 年、コスタリカは 2020 年、日本は 2021 年、それ以外の国は 2018 年の数値。大人が一人のこどもがいる世帯の貧困率のスイスの数値は OECD データベース上 0%となっているが、有効な数値が不明なため数値なしとしている。コロンビアは数値なし。

（注5）各項目の OECD 平均は、37 か国（「こどもがいる世帯の貧困率」の「大人が一人」については 36 か国）の単純平均。

3 ひとり親家庭を対象とした支援機関の状況

(1) 国・都の支援機関

ア 国の支援機関

- 生活保護受給者や児童扶養手当等受給者に対し、福祉事務所等とハローワークが連携して支援を行う「生活保護受給者等就労自立促進事業」については、令和5年度には23か所（17区4市）で実施されています。
- また、ハローワークや、子育て中の女性やひとり親等の求職者のための専門職業相談窓口として、マザーズハローワークも活用されています。都内には、マザーズハローワークが3か所、マザーズコーナーが7か所設置されています。

イ 都の支援機関

- ひとり親家庭への支援として、都は、東京都ひとり親家庭支援センター（はあと・はあと多摩）を設置し、一般的な相談から養育費・親子交流などの専門的な支援まで総合的に支援する体制を整備しています。
- 就業支援については、東京しごとセンターにおいて、一人ひとりの適性や状況を踏まえたきめ細かなキャリアカウンセリングを実施するほか、各種セミナーや能力開発、職業紹介などを行うことで、就職活動を支援しています。
- また、東京しごとセンター内の「女性しごと応援テラス」において、家庭と両立しながら仕事に就きたいと考えている女性などを対象に、再就職支援を実施しています。
- 東京都ひとり親家庭支援センター（はあと飯田橋）は、東京しごとセンター内に設置され、連携しながら、ひとり親家庭の親と子を対象に、個々の家庭の状況に応じたきめ細かな就業支援を実施しています。
- DVなどに悩む世帯への支援としては、女性相談支援センターによる相談や、東京ウィメンズプラザにおける相談や心理的サポートのための講座等を実施しています。

コラム マザーズハローワークの就労支援について

- 都内 3 ケ所のマザーズハローワーク、7 ケ所のハローワーク内にあるマザーズコーナーでは、ひとり親の求職者に対し、担当者制できめ細かな支援を行っています。
- マザーズハローワークを利用し就職された方の例をご紹介します。生活保護を受給しながら、小学生と幼児の子ども 3 人を育てるひとり親の方。経済的自立を目指し、好条件の事務職求人を求めて来所されました。窓口相談を重ねつつ、就職活動のノウハウを学ぶセミナー、パソコン講習、応募書類の添削、就職面接会とあらゆる支援メニューを活用し、未経験でありながら、自宅近辺で月額 28 万円の事務職での正社員採用を見事勝ち取りました。タイミングの妙もありましたが、本人の意欲と多彩な支援メニューが実を結んだ結果です。

このように、マザーズハローワークでは多彩な支援メニューを用意し、個々の求職者の課題に応じた支援を行うとともに、多様な就労ニーズに対応するため、仕事と子育てを両立しやすい求人の確保に努めています。子ども連れでも安心して利用できるよう、室内にはキッズコーナーや授乳室を設置しています。

- 令和 6 年 9 月 30 日に JR 渋谷駅直結の大規模複合施設「渋谷サクラステージ」に移転リニューアルオープンした「マザーズハローワーク東京」では、これらのサービスに加え、求職者の経済的負担を軽減するため、面接用のスーツ・靴・バッグ等のレンタルも行っており、好評を博しています。



ベビーカーも入れる広々とした相談スペース



マザーズハローワーク東京の入る渋谷サクラステージ



係員が常駐するキッズコーナー



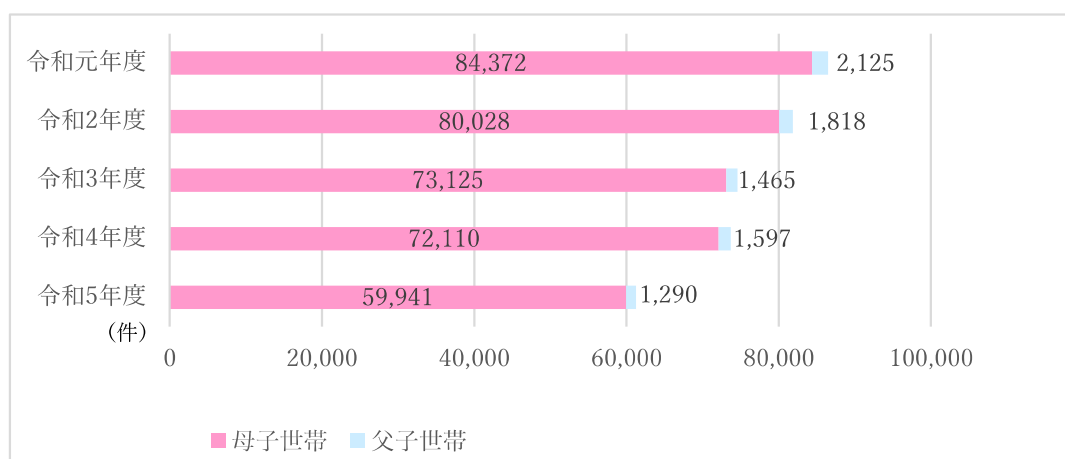
マザーズハローワーク東京の面接用レンタルグッズ

(2) 地域におけるひとり親家庭の支援従事者

ア 母子・父子自立支援員⁴

- ひとり親家庭への支援の中心となるのは、区市の福祉事務所等に配置された母子・父子自立支援員です。都では、全ての区市及び西多摩福祉事務所、島しょ部支庁に配置されています。
- 令和6年4月1日現在、都内の母子・父子自立支援員の数は234人（区部148人、市町村部86人）です。うち177人が女性相談支援員⁵と兼務しています。
- 令和5年度における新規の相談件数は、61,231件となっています。

図表 29 年度中の新規相談件数について（東京 令和元～5年度）



資料：東京都福祉局調べ

イ 母子・父子自立支援プログラム策定員など

- ひとり親家庭の自立に向け、より就業に関する支援を強化するため、区市等に母子・父子自立支援プログラム策定員⁶や就業支援専門員⁷を配置し、母子・父子自立支援員と連携しながら支援を行っています。
- 令和6年4月1日現在、都内の母子・父子自立支援プログラム策定員は91人（区部32人、市町村部59人）、就業支援専門員は16人（区部6人、市町村部10人）です。

⁴ 母子及び父子並びに寡婦福祉法第8条に基づき都知事や区市長に委嘱を受けて、ひとり親家庭の相談に応じ、支援を行う。

⁵ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性について、その発見に努め、その立場に立って相談に応じ、及び専門的技術に基づいて必要な援助を行う職務に従事する。

⁶ 経済的自立を促進するため、自立計画（自立支援プログラム）の作成など、就業に結びつく支援を行う。

⁷ 福祉事務所に配置し、母子・父子自立支援員やハローワークと連携した包括的な就業支援を行う。

(3) 民間の支援機関

- 東京都内には、ひとり親家庭を支援する多くの民間団体が存在します。それぞれが、民間団体ならではの特色ある支援を行っています。
- ひとり親当事者による団体では、当事者目線に立った相談・支援や、イベントを主催しており、食糧支援などの生活支援や、子供たちが多様な体験機会を得られるよう、自然体験や行事を行う団体もあります。